

「障害福祉分野就職支援金貸付事業」募集要項

徳島県では、徳島県内における介護人材の確保を図るため、障害福祉のお仕事に就職する場合に、準備経費に係る費用の貸付けを行います。貸付は、無利子です。また、就職後、2年間の就労継続など一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還が免除になります。

対 象 者	<p>徳島県内にお住みの方で、次の条件を全て満たす方</p> <p>①次のいずれかの研修を受講し、終了した方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修 ・居宅介護職員初任者研修 ・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・重度訪問介護従事者養成研修 ・同行援護従事者養成研修 ・行動援護従事者養成研修 <p>②障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方</p>
貸 付 額	<p>20万円以内（1人1回限り）</p> <p>○貸付金の利用用途は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの預け先を探す際の活動費 ・障害福祉に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費 ・障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる靴等の被服費 ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ・通勤用の自転車又はバイクの購入費 など
利 子	無利子（ただし、返還時に返還が遅延した場合は延滞利子が発生）
支 払 方 法	一括支払い（申請時の指定口座へ振込み）
返 還 免 除 条 件	2年間、障害福祉サービスの業務に従事
提 出 書 類	<p>障害福祉分野就職支援金利用計画書（第1号の1様式）に次の書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票及び所得証明書（世帯全員） ・連帯保証人の住民票及び所得証明書 ・保有資格等の証明書 ・借入希望金額の根拠となる書類（見積書等） ・就職したこと又は就職することを証する証明書（内定通知書等） ・個人情報の同意書
提 出 先 問 い 合 せ 先	<p>〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 地域福祉課 電話：088-654-4461 FAX：088-654-9250</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・この貸付制度を利用する場合には、徳島県福祉人材センターへの氏名及び住所等の登録が必要になります。 ・申込は随時受付けています。ただし、当年度の貸付枠の上限に達した場合は、申請をお断りする場合があります。